

○長浜市企業立地促進条例施行規則

平成20年1月1日

規則第2号

長浜市工場設置奨励に関する条例施行規則（平成18年長浜市規則第107号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長浜市企業立地促進条例（平成19年長浜市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 投下固定資産 新增設された工場等に係る固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。）のうち、当該工場等における事業の用に直接供するもので、かつ、当該新增設された工場等で事業を行う者が所有するもの

(2) 試験研究施設 営利を目的に研究開発等を行う施設をいい、工場等又は6次産業化施設等に併設されるものを含む。

（製造業等に該当する事業）

第3条 条例第2条第1号に規定する規則で定める事業は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる事業とする。

(1) 大分類E（製造業）に該当する事業

(2) 大分類G（情報通信業）のうち小分類391のソフトウェア業、401のインターネット付随サービス業及び細分類3921の情報処理サービス業に該当する事業

(3) 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）のうち小分類711の自然科学研究所に該当する事業。ただし、営利を目的として行うものに限る。

(4) 大分類O（教育、学習支援業）のうち細分類8213の博物館で企業活動として一般に公開する事業及び8222の職業訓練施設に該当する事業

（6次産業化施設等に該当する施設等）

第3条の2 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設等は、次に掲げる事業とする。

(1) 植物工場 施設内で植物の生育に関わる環境因子（光、温度、湿度、養水分、二酸化炭素等）を高度に制御して、野菜等の植物を年間を通じて計画的に生産することができる施設園芸を営む事業

(2) 加工施設 市内において生産された農林水産物を主な原料又は材料として製造、加工する事業

(3) 物販飲食施設 市内において生産された農林水産物又は市内において生産された農林水産物を主な原料若しくは材料として調理したものを販売する事業

(4) 試験研究施設 日本標準産業分類に掲げる産業の大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）のうち小分類711の自然科学研究所に該当する事業。ただし、営利を目的として行うものに限る。

(5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、市長が地域経済の活性化及び新規雇用創出に資すると認める施設

（指定の要件等）

第4条 条例第4条第1項の規定により、指定を受けようとする事業者は、事業者指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に、新增設計画書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、指定申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、指定の要件を満たすと認められる事業者に対し、指定書（様式第3号）を交付するものとする。

3 指定の要件は、別表第1に定める。

（助成対象とする造成の種類）

第4条の2 条例第5条第1項第4号の必要な費用の対象とする造成及び同項第5号の規則で定める造成は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する工事

(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定に基づく届出による発掘等

(3) 事業者の負担によって新たに設置された上水道本管であつて、その後長浜市又はその他公共的団体の管理に属する当該上水道本管の整備を行う工事。ただし、建築物等への直接の給排水のために設置する公共施設は除く。

（事前協議及び事前確認の手続等）

第4条の3 条例第5条第1項第5号に規定する助成金の交付を受けようとする事業者は、造成工事の着手前に、事前協議書（様式第4号）を市長に提出し、事前に協議をしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 条例第5条第1項第5号に規定する助成金の交付を受けようとする事業者は、造成工事の完了の日から3か月以内に、事前確認願（様式第5号）に、別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、事前確認願の提出があったときは、必要な調査を行い、助成の要件を満たすと認められる事業者に対し、事前確認通知書（様式第6号）を交付するものとする。

4 条例第5条第1項第4号に規定する助成金における用地造成の助成を受けようとする事業者については、第2項及び第3項に規定する「条例第5条第1項第5号に規定する助成金の交付を受けようとする事業者」とあるのは、「条例第5条第1項第4号に規定する助成金における用地造成の助成を受けようとする事業者」と読み替えるものとする。

（事業開始等の届出）

第5条 指定事業者は、指定の対象となった工場等又は6次産業化施設等の操業を開始した後速やかに、事業開始届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の内容）

第6条 条例第5条に規定する助成金の交付要件等は、別表第3のとおりとする。

（助成金の交付申請等）

第7条 助成金の交付の申請は、助成金交付申請書（様式第8号又は様式第8号の2）に別表第4に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、助成金を交付すべきと認めるときは、助成金交付決定通知書（様式第9号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第5条第1項第3号に規定する雇用促進助成金を受けた事業者又は同項第4号に規定する助成金における雇用促進助成金を受けた事業者が、助成金の交付を受けた年度の翌年度以降の交付申請時において、既に交付を受けた対象者のうち退職者等が生じた場合は、申請のあった助成金の額から当該人数分の助成金の額を差し引くこととする。

（実績報告）

第8条 長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「補助金等交付規則」という。）

第14条に規定する実績報告は、前条第1項に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

- 2 補助金等交付規則第15条に規定する確定通知は、前条第2項に規定する補助金等交付決定通知をもってなされたものとみなす。

(指定申請内容の変更)

第9条 条例第7条の規定による届出は、指定内容変更等届出書(様式第10号)により行うものとする。

(地位の承継申請)

第10条 条例第9条の規定による承継の申請は、地位承継申請書(様式第11号)に承継を証明する書類を添えて市長に提出するものとする。

(補則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は補助金等交付規則によるほか、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、平成20年1月1日(以下「施行日」という。)以後に指定を受けた事業者について適用し、施行日前に指定を受けた事業者については、この規則による改正前の長浜市工場設置奨励に関する条例施行規則の例による。

(長浜市税規則の一部改正)

- 3 長浜市税規則(平成18年長浜市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第14条の3の見出し中「申請書等」を「申告書等」に改め、同条中「不均一課税申請書」を「不均一課税申告書」に、「工業生産設備を事業の用に供した日を含む年分に係る固定資産税の申告書の提出期限(1月31日)」を「年度の初日の属する年の1月31日」に改め、同条を第14条の3第1項とし、同条に次の2項を加える。

- 2 条例第54条の4の規定の適用を受けようとする者は、農村地域工業等導入促進法工業等導入地区に係る固定資産税の不均一課税申告書(様式第58号の3の2)及び明細書(様式第58号の3)を当該年度の初日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

- 3 条例第54条の5の規定の適用を受けようとする者は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律集積区域に係る固定資産税不均一課税申告書(様式第58号の3の3)及び明細書(様式第58号の3)を当該年度の初日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

様式第58号の2を次のように改める。

様式第58号の2（第14条の3関係）

中部圏都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税申告書			
年 月 日			
長浜市長		あて	
		住所（所在地） 氏名（名称） ㊦	
長浜市税条例第54条の3の規定に基づき、固定資産税の不均一課税をされるよう申請します。			
税 目	固 定 資 産 税		
工業生産設備に関する明細			
区 分	所 在 地	事務所又は 事業所の名称	事 業 の 種 類
新設・増設			
	事業の用に供した日		年 月 日
工業生産設備の種類	取 得 価 額		摘 要
建物及びその附属設備			
構 築 物			
機 械 及 び 装 置			
船 舶			
航 空 機			
車 両 及 び 運 搬 具			
工具・器具及び備品			
合 計			
事業の用に供した ことによって増加 した雇用者の数	事業の用に供し た日以後の雇用 者の数 (人)	事業の用に供し た日以前の雇用者 の数 (人)	=
(注) 1 この申請書は、3通作成して提出すること。 2 工業生産設備の取得価額は、様式第58号の3の工業生産設備の種類別明細書の合計額を記載すること。 3 この申請書には、法人にあっては次に掲げる書類の写しを添付すること。 (1) 定款 (2) 工業生産設備を製造の事業の用に供した日を含む事業年度及びその直前の事業年度に係る貸借対照表（初年度に限る。） (3) 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16の減価償却資産の償却額に関する明細書 (4) 当該工業生産設備の平面図（縮尺500分の1程度） 4 個人にあっては、3に掲げる書類に類する書類を添付すること。			

様式第58号の3を次のように改める。

様式第58号の3（第14条の3関係）

1 工業生産設備（特定事業のための施設）を構成する減価償却資産の種類別明細書					
種類	細目	数量	取得時期	取得価額（円）	摘要
計	—	—	—		—
2 工業生産設備（特定事業のための施設）に係る土地の明細書					
地番	地目	地積	取得時期	建物の建設着工及び完成時期	摘要
			年 月 日	年 月 日着工 年 月 日完成	
			年 月 日	年 月 日着工 年 月 日完成	
			年 月 日	年 月 日着工 年 月 日完成	
計	—		—	—	—
3 建物及びその附属設備の明細書					
種類	構造	床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建物の建設着工及び完成時期	取得価額 (円)
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
				年 月 日着工 年 月 日完成	
計	—			—	
(注)					
1 この明細書は、3通作成して提出すること。					
2 明細は、種類ごとに整理して記載すること。					
3 特別償却設備、工業生産設備（特定事業のための施設）を構成する減価償却資産の種類別明細書の記載については、固定資産税における償却資産申告書（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第26号様式（別表を含む。）の記載の例によること。					

様式第58号の3の次に次の2様式を加える。

様式第 58 号の 3 の 2 (第 14 条の 3 関係)

農村地域工業等導入促進法工業等導入地区に係る固定資産税の不均一課税申告書			
年 月 日			
長浜市長		あて	
		住所(所在地) 氏名(名称) ㊦	
長浜市税条例第 54 条の 4 の規定に基づき、固定資産税の不均一課税をされるよう申請します。			
税 目	固 定 資 産 税		
工業生産設備に関する明細			
区 分	所 在 地	事務所又は 事業所の名称	事 業 の 種 類
新設・増設			
	事業の用に供した日		年 月 日
工業生産設備の種類	取 得 価 額		摘 要
建物及びその附属設備			
機 械 及 び 装 置			
合 計			
事業の用に供した ことによって増加 した雇用者の数	事業の用に供し た日以後の雇用 者の数 (人)	事業の用に供し た日前の雇用者 の数 (人)	=
(注)			
1 この申請書は、3 通作成して提出すること。			
2 工業生産設備の取得価額は、様式第 58 号の 3 の工業生産設備の種類別明細書の合計額を記載すること。			
3 この申請書には、法人にあつては次に掲げる書類の写しを添付すること。			
(1) 定款			
(2) 工業生産設備を製造の事業の用に供した日を含む事業年度及びその直前の事業年度に係る貸借対照表 (初年度に限る。)			
(3) 法人税法施行規則 (昭和 40 年大蔵省令第 12 号) 別表 16 の減価償却資産の償却額に関する明細書			
(4) 当該工業生産設備の平面図 (縮尺 500 分の 1 程度)			
4 個人にあつては、3 に掲げる書類に類する書類を添付すること。			

様式第 58 号の 3 の 3 (第 14 条の 3 関係)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 集積区域に係る固定資産税の不均一課税申告書		
年 月 日		
長浜市長 あて		
住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) ㊤		
長浜市税条例第 54 条の 5 の規定に基づき、固定資産税の不均一課税をされるよう申請します。		
税 目	固 定 資 産 税	
企業立地計画承認の日	年 月 日	
指定集積業種の種類		
特 定 事 業 の た め の 施 設 に 関 す る 明 細		
所 在 地		
事 業 の 詳 細		
施 設 の 名 称		
事業の用に供した日		
施 設 の 種 類	取 得 価 額	摘 要
土 地		
建物及びその附属設備		
構 築 物		
合 計		
(注) 1 この申請書は、3 通作成して提出すること。 2 特定事業のための施設の取得価額は、様式第 58 号の 3 の特定事業のための施設の種類別明細書の合計額を記載すること。 ただし、建物及び償却資産については、所得税法施行令 (昭和 40 年政令第 96 号) 第 6 条第 1 号及び第 2 号又は法人税法施行令 (昭和 40 年政令第 97 号) 第 13 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものに限る。 3 この申請書には、法人にあっては次に掲げる書類の写しを添付すること。 (1) 定款 (2) 特定事業のための施設を当該事業の用に供した日を含む事業年度及びその直前の事業年度に係る貸借対照表 (初年度に限る。) (3) 法人税法施行規則 (昭和 40 年大蔵省令第 12 号) 別表 16 の減価償却資産の償却額に関する明細書 (4) 当該工業生産設備の平面図 (縮尺 500 分の 1 程度) 4 個人にあっては、3 に掲げる書類に類する書類を添付すること。		

(平成23年3月31日までの間における特例措置)

- 4 平成23年3月31日までの間における長浜市企業立地促進条例施行規則別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1工場等立地助成金及び別表第2工場等立地助成金の項中「1億円以上」とあるのは「5千万円以上」と、「10人以上」とあるのは「5人以上」と、別表第2雇用促進助成金の項中「10人以上」とあるのは「5人以上」とする。

附 則 (平成20年12月22日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年1月26日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条、別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る指定の要件について適用し、同日前の申請に係る指定の要件については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月1日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日規則第14号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月26日規則第82号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例第5条第1項第5号に規定する助成金の交付を受けようとする事業者が、この規則の施行の日前に造成工事に着手している場合は、第4条の3第2項に規定する事前確認願の提出をもって、同条第1項に規定する事前協議を行ったものとみなす。

附 則 (令和5年3月31日規則第37号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

助成金の種類	指定の要件
工場等立地助成金	次の各号のいずれにも該当する事業者。ただし、条例第2条第1号の製造業等のうち、農業、林業及び漁業を目的として行うものを除く。

	<p>(1) 工場等に係る投下固定資産の取得価額の合計額(以下「投下固定資産額」という。)の見込額が1億円以上であること。ただし、第3条第2号若しくは第3号に規定する事業を営む事業者(以下「情報通信業等事業者」という。)にあつては5千万円以上であること。</p> <p>(2) 当該工場等を事業の用に供する日(以下「事業開始日という。」)において新たに増加する常用雇用者の見込数が5人以上であること。</p> <p>(3) 事業開始日までに、本市との間に環境保全協定を締結していること(ただし、博物館は除く)。</p>
インキュベーションセンター発立地助成金	<p>次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、市長が必要と認める者</p> <p>(1) 本市の区域外に所在する公的インキュベーションセンターに入居していた者で、当該公的インキュベーションセンターから退去し、本市の区域内において工場等を賃借するもの。ただし、長浜バイオインキュベーションセンターに入居する者は除く。</p> <p>(2) 長浜バイオインキュベーションセンターに入居していた者で、本市の区域内に工場等を賃借するもの</p>
6次産業化施設等立地助成金	<p>次の各号のいずれにも該当する事業者</p> <p>(1) 長浜北部都市計画特定用途制限地域の決定(長浜市決定)による小谷城スマートIC周辺の地域産業誘導地区又は市長が認める当該地区の隣接地において事業を開始する事業者</p> <p>(2) 事業開始日において新たに増加する常用雇用者の見込数が5人以上である事業者</p> <p>(3) この規則に基づく他の助成金の交付申請を行わない事業者</p> <p>(4) 事業開始日までに、本市との間に環境保全協定を締結していること。</p> <p>(5) 過去に6次産業化施設等立地助成金の交付を受けていない事業者</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する事業者</p> <p>ア 固定資産税額の助成を受ける事業者 6次産業化施設等に係る投下固定資産額の見込額が5,000万円以上であること。</p> <p>イ 用地、家屋及び償却資産取得の助成を受ける次のいずれにも該当する事業者 (ア) 造成済の用地を取得(賃借等を含む。以下この項において同じ。)する場合にあつては取得後3年以内に、未造成の用地を取得する場合にあつては取得後5年以内に事業を開始すること。 (イ) 6次産業化施設等の新增設のために取得する用地の面積が、1,000平方メートル以上であること。ただし、試験研究施設については、専ら試験又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。 (ウ) 設備投資額が、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)にあつては1億円以上、それ以外の者にあつては3億円以上であること。ただし、試験研究施設に対する設備投資額は、中小企業者にあつては3,000万円以上、それ以外の者にあつては1億円以上であること。</p> <p>ウ 用地造成の助成を受ける次のいずれにも該当する事業者 (ア) 事前確認通知書の通知日から5年以内に事業を開始する者</p>

	(イ) 6次産業化施設等の新增設のために造成する用地の面積が、1,000平方メートル以上であること。ただし、試験研究施設については、専ら試験又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。
工場等用地造成 助成金	次の各号のいずれにも該当する事業者 (1) 事前確認通知書の通知日から5年以内に事業を開始する者 (2) 工場等の新增設のために造成する用地の面積が、4,000平方メートル以上であること。 (3) 事業開始日において新たに増加する常用雇用者の見込数が5人以上であること。 (4) 事業開始日までに、本市との間に環境保全協定を締結していること（ただし、博物館は除く。）。

別表第2（第4条の3関係）

事前確認願添付書類	
(1)	造成を証する図面（位置図、造成前土地現況図、造成計画平面図、横断図、建物配置図、求積図、建築物平面図等）
(2)	造成を証する書類（着工前写真、工事完了後写真、工事施工状況の分かる写真等）
(3)	造成に要した経費を証する書類（工事契約書等の写し、支出を証明する領収書等の写し、単価等が明示された造成工事費見積書等）
(4)	土地の売買契約書若しくは賃貸借契約書又は地上権設定契約書の写し
(5)	その他市長が必要と認めるもの

別表第3（第6条関係）

助成金の種類	助成要件	助成額	限度額	交付申請時期	交付期間
工場等 立地助 成金	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 指定を受けた工場等（以下「指定工場等」という。）に係る投下固定資産額が1億円以上であること。ただし、情報通信業等事業者にあつては5千万円以上であること。 (2) 指定工場等の事業開始日において新たに増加した常用雇用者の数が5人以上であること。	指定工場等の投下固定資産に対し賦課された固定資産税額に、当該賦課された年度に応じ、次に掲げる助成率を乗じて得た額 第1年度：100% 第2年度：75% 第3年度：50% ただし、指定工場等が試験研究施設の場合にあつては、投下固定資産に対し賦課された固定資産税額に相当する額	年額100,000千円	事業開始日後において、当該指定工場等の投下固定資産に対し固定資産税が課されることとなつた年度	指定工場等の投下固定資産に対し初めて固定資産税が賦課された年度から起算して3年。ただし、指定工場等が試験研究施設の場合にあつては、4年
インキ ュベー	次の各号のいずれかに該当する事業者であること。	賃借する工場等（以下「賃借工場等」という。）	年額300千円	賃借工場等に係る賃借	賃借工場等に係る賃借料の

<p>ション センタ ー発立 地助成 金</p>	<p>(1) 本市の区域外に所在する公的インキュベーションセンターに入居していた者で、当該公的インキュベーションセンターから退去し、本市の区域内において工場等を賃借するもの。ただし、長浜バイオインキュベーションセンターに入居する者は除く。 (2) 長浜バイオインキュベーションセンターに入居していた者で、本市の区域内に工場等を賃借するもの。</p>	<p>の床面積1平方メートルにつき月額700円。ただし、月の途中において賃借を開始又は終了した場合は日割りにより算定した額とする。</p>		<p>料を初めて支払った日の属する月の翌月の末日。ただし、当該初めて支払った日の属する月が3月である場合は、同月の末日</p>	<p>3年分</p>
<p>雇用促 進助成 金</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する事業者であること。 (1) 工場等立地助成金又はインキュベーションセンター発立地助成金を受けることができる者であること。 (2) 指定工場等において新たに増加した常用雇用の数のうち、長浜市に住所を有する者の数が5人以上であること。</p>	<p>長浜市に住所を有する増加雇用者1人につき10万円</p>	<p>10,000千円</p>	<p>工場等立地助成金又はインキュベーションセンター発立地助成金の交付申請時期</p>	<p>工場等立地助成金又はインキュベーションセンター発立地助成金の交付期間。ただし、当該増加雇用者については、1回限りとするこ</p>
<p>6次産業 化施設 等立地 助成金</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する事業者 (1) 長浜北部都市計画特定用途制限地域の決定（長浜市決定）による小谷城スマートIC周辺の地域産業誘導地区又は市長が認める当該地区の隣接地において事業を開始する事業者 (2) 事業開始日において新たに増加する常用雇</p>				

<p>用者の見込数が5人以上である事業者</p> <p>(3) 事業開始日までに、本市との間に環境保全協定を締結している事業者</p> <p>(4) この規則に基づく他の助成金の交付申請を行わない事業者</p> <p>(5) 過去に6次産業化施設等立地助成金の交付を受けていない事業者</p> <p>(6) 次のアからウのいずれかに該当する事業者</p>				
<p>ア 固定資産税額の助成を受ける事業者 指定を受けた6次産業化施設等（以下「指定施設等」という。）に係る投下固定資産額の見込額が5,000万円以上であること。</p>	<p>指定施設等の投下固定資産に対し賦課された固定資産税額に相当する額</p>	<p>年額100,000千円</p>	<p>事業開始日後において、当該指定施設等の投下固定資産に対し固定資産税が課されることとなった年度</p>	<p>指定施設等の投下固定資産に対し初めて固定資産税が賦課された年度から起算して4年</p>
<p>イ 雇用促進の助成を受ける事業者 次のいずれにも該当する事業者 (ア) 6次産業化施設等立地助成金における固定資産税額の助成を受けることができる事業者であること。 (イ) 指定施設等の事業開始日において新たに増加した常用雇用の数のうち、長浜市に住所を有する者の数が5人以上であること。</p>	<p>長浜市に住所を有する増加雇用者1人につき10万円</p>	<p>10,000千円</p>	<p>事業開始日後3か月以内</p>	<p>6次産業化施設等立地助成金の交付期間。ただし、当該増加雇用者については、1回限りとする。</p>
<p>ウ 用地、家屋及び償却資産取得の助成を受ける</p>	<p>6次産業化施設等を新増設するための用地、家屋</p>	<p>40,000千円</p>	<p>事業開始日後3か月以内</p>	<p>助成金の交付は、1事業者に</p>

<p>事業者 次のいずれにも該当する事業者</p> <p>(ア) 造成済の用地を取得（賃借等を含む。以下この項において同じ。）する場合にあっては取得後3年以内に、未造成の用地にあっては取得後5年以内に事業を開始すること。</p> <p>(イ) 6次産業化施設等の新增設のために取得する用地の面積が、1,000平方メートル以上であること。ただし、試験研究施設については、専ら試験又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 設備投資額が、中小企業者にあつては1億円以上、それ以外の者にあつては3億円以上であること。ただし、試験研究施設に対する設備投資額は、中小企業者にあつては3,000万円以上、それ以外の者にあつては1億円以上であること。</p>	<p>及び償却資産の取得に要した経費を合計した額の2分の1以内。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助金等制度の対象となった経費を除く。</p>			<p>つき1回限りとする。</p>
<p>エ 用地造成の助成を受ける事業者 次のいずれにも該当する事業者</p> <p>(ア) 事前確認通知書の通知日から5年以内に事業を開始すること。</p> <p>(イ) 6次産業化施設等</p>	<p>第4条の2に規定する造成工事に要した費用を合計した額の2分の1以内。ただし、造成工事に要した費用が、市長が別に定める基準により認定する額（以下「標準工事額」という。）を上回</p>	<p>50,000千円</p>	<p>事業開始後3か月以内</p>	<p>助成金の交付は、1事業者につき1回限りとする。</p>

	の新增設のために造成する用地の面積が、1,000平方メートル以上であること。ただし、試験研究施設については、専ら試験又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。	る場合は、標準工事額の2分の1以内とする。			
工場等 用地造 成助成 金	次の各号のいずれにも該当する事業者 (1) 事前確認通知書の通知日から5年以内に事業を開始する者 (2) 工場等の新增設のために造成する用地の面積が、4,000平方メートル以上であること。 (3) 事業開始日において新たに増加する常用雇用の見込数が5人以上であること。	第4条の2に規定する造成工事に要した費用の2分の1以内。ただし、造成工事に要した費用が、標準工事額を上回る場合は、標準工事額の2分の1以内とする。	50,000千円	事業開始後3 か月以内	造成する1つ の工場等用地 につき、1回限 りとする。

備考

- 6次産業化施設等立地助成金及び工場等立地助成金の額を算定するに当たり、当該指定施設等及び指定工場等の用に直接供する家屋の敷地である土地が地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第2号に規定する固定資産に該当せず、土地開発公社に対し固定資産税を課せられることとなる場合で、当該土地開発公社に課せられた固定資産税額に相当する額を当該指定施設等及び指定工場等に係る事業者が負担するときは、当該負担する額を投下固定資産に対し賦課された固定資産税額に加算するものとする。
- 長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）第54条の3の規定により、固定資産税の不均一課税を受けた者については、この表の規定中「投下固定資産に対し賦課された固定資産税額」とあるのは「長浜市税条例（平成18年長浜市条例第71号）第54条の3の規定の適用がないとした場合において投下固定資産に対し賦課されるべき固定資産税額」と読み替えるものとする。

別表第4（第7条関係）

助成金の種類	指定申請書添付書類	交付申請書添付書類
工場等立 地助成金	(1) 定款又は規約 (2) 法人の登記事項証明書（個人にあっては住民票の写し） (3) 財務諸表（個人にあっては所得税青色申告決算書	(1) 固定資産税課税証明書、償却資産申告書の写し及び配置図 (2) 市税の納税証明書（当該年度の固定資産税完納後に交付を受けたもの）

	<p>又は収支内訳書等)</p> <p>(4) 労働者名簿の写し(労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に基づくもの)</p> <p>(5) 環境保全協定の写し(ただし、博物館は除く。)</p> <p>(6) その他市長が必要と認めるもの</p>	<p>(3) 投下固定資産明細書(投下固定資産の種類及び取得金額が分かる書類を添付すること。)</p> <p>(4) その他市長が必要と認めるもの</p>
インキュベーションセンター一発立地助成金	<p>(1) 定款又は規約</p> <p>(2) 法人の登記事項証明書(個人にあつては住民票の写し)</p> <p>(3) 財務諸表(個人にあつては所得税青色申告決算書又は収支内訳書等)</p> <p>(4) 公的インキュベーションセンターに入居していたことを証する書類</p> <p>(5) その他市長が必要と認めるもの</p>	<p>(1) 賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 市税の納税証明書</p> <p>(3) その他市長が必要と認めるもの</p>
雇用促進助成金		労働者名簿の写し(労働基準法第107条に基づくもの)
6次産業化施設等立地助成金	<p>(1) 定款又は規約</p> <p>(2) 法人の登記事項証明書(個人にあつては、住民票の写し)</p> <p>(3) 財務諸表(個人にあつては所得税青色申告決算書又は収支内訳書等)</p> <p>(4) 労働者名簿の写し(労働基準法第107条に基づくもの)</p> <p>(5) 環境保全協定の写し</p> <p>(6) 事前確認通知書の写し(用地造成の助成を受ける場合に限る。)</p> <p>(7) その他市長が必要と認めるもの</p>	<p><共通></p> <p>(1) 労働者名簿の写し(労働基準法第107条に基づくもの)</p> <p>(2) 環境保全協定の写し</p> <p>(3) その他市長が必要と認めるもの</p> <p><固定資産税額の助成を受ける事業者></p> <p>(1) 固定資産税課税証明書、償却資産申告書の写し及び配置図</p> <p>(2) 市税の納税証明書(当該年度の固定資産税完納後に交付を受けたもの)</p> <p>(3) 投下固定資産明細書(投下固定資産の種類及び取得金額が分かる書類を添付すること。)</p> <p><用地、家屋及び償却資産取得の助成を受ける事業者></p> <p>(1) 土地登記事項証明書の写し</p> <p>(2) 設備投資額を証する書類の写し(土地、家屋及び償却資産の売買契約書等)</p> <p>(3) 事業計画を証する図面(位置図、配置図、設計図)</p> <p><用地造成の助成を受ける事業者></p> <p>(1) 造成を証する図面(位置図、造成前土地現況図、造成計画平面図、横断面図、</p>

		建物配置図、求積図、建築物平面図等) (2) 造成を証する書類(着工前写真、工事完了後写真、工事施工状況の分かる写真等) (3) 造成に要した経費を証する書類(工事契約書等の写し、支出を証明する領収書等の写し、単価等が明示された造成工事費見積書等) (4) 土地の売買契約書若しくは賃貸借契約書又は地上権設定契約書の写し
工場等用地造成助成金	(1) 定款又は規約 (2) 法人の登記事項証明書(個人にあっては住民票の写し) (3) 財務諸表(個人にあっては所得税青色申告決算書又は収支内訳書等) (4) 労働者名簿の写し(労働基準法第107条に基づくもの) (5) 環境保全協定の写し(ただし博物館は除く。) (6) 事前確認通知書の写し (7) その他市長が必要と認めるもの	(1) 労働者名簿の写し(労働基準法第107条に基づくもの) (2) 造成を証する図面(位置図、造成前土地現況図、造成計画平面図、横断図、建物配置図、求積図、建築物平面図等) (3) 造成を証する書類(着工前写真、工事完了後写真、工事施工状況の分かる写真等) (4) 造成に要した経費を証する書類(工事契約書等の写し、支出を証明する領収書等の写し、単価等が明示された造成工事費見積書等) (5) 土地の売買契約書若しくは賃貸借契約書又は地上権設定契約書の写し (6) 環境保全協定の写し(博物館は除く。) (7) その他市長が必要と認めるもの

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所
事業者名
代表者名 (※)
電話番号 —

事業者指定申請書

長浜市企業立地促進条例第 4 条第 1 項の規定に基づく指定を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 工場等又は 6 次産業化施設等新增設計画書（様式第 2 号）
- (2) 定款又は規約
- (3) 法人の登記事項証明書（個人にあつては住民票の写し）
- (4) 財務諸表（個人にあつては所得税青色申告決算書又は収支内訳書等）
- (5) 労働者名簿の写し
- (6) 環境保全協定の写し
- (7) 公的インキュベーションセンターに入居していたことを証する書類（インキュベーションセンター発立地助成金に係る指定を受けようとする場合に限る。）
- (8) 事前確認通知書の写し（工場等用地造成助成金又は 6 次産業化施設等立地助成金に係る指定を受けようとする場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(※) 代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第2号（第4条関係）

新增設計画書

1 事業者の概要

本社の所在地			
事業者の名称			
代表者の氏名			
資本金（出資金）	千円	従業員数	人
年間売上高	円		
業種及び事業概要 （試験研究施設については試験研究内容）	（日本標準産業細分類番号 ）		

2 設置工場等又は6次産業化施設等の概要

事業所の名称				
所在地	長浜市			
規模	土地	m ²	建物	m ²
事業費	千円	内訳	投下固定資産	千円
			造成工事費	千円
			その他	千円
工事期間	着手	年 月 予定	完成	年 月 予定
事業開始日	年 月 予定			
事業所の従業員数	人（うち新規雇用 人）の見込み			

3 投下固定資産の見込み

区 分	種別・数量等	金額（千円）	取得（予定） 年 月 日
土 地 （土地取得費、造 成工事費含む）			
建 物			
償 却 資 産			
そ の 他			
合 計			

備考 指定を受けようとする工場等又は6次産業化施設等に係る投下固定資産のうち、申請者が所有する予定のものについて記載すること。

4 資金計画

区 分	金額（千円）	備 考
自 己 資 金		
事業資産売却金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

5 雇用見込み

部 門	事業所全体の 従業員数	配置転換等による 従業員数	新規雇用 従業員数
管 理 部 門	人	人	人
生 産 部 門	人	人	人
試 験 研 究 部 門	人	人	人
そ の 他	人	人	人
合 計	人	人	人

備考 指定を受けようとする工場等又は6次産業化施設等で雇用する予定の従業員数について記載すること。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

長浜市長

指 定 書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり指定したので、長浜市企業立地促進条例施行規則第5条第2項の規定により、指定書を交付します。

なお、助成金を受けようとするときは、交付申請をしてください。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 指定事業者名
- 4 指定工場等及び施設等の名称
- 5 指定工場等及び施設等の所在地
- 6 指定に当たり付加する条件

様式第4号（第4条の3関係）

年 月 日

長浜市長 あて

協議者 住 所
事業者名
代表者名 印
電話番号

事前協議書

長浜市企業立地促進条例施行規則第4条の3第1項の規定に基づき、下記の事業計画について協議を申し出ます。

記

工場等又は6次産業化施設等を設置する場所	長浜市	
規 模	㎡	
事業者の業種		
新增設する工場等又は6次産業化施設等の用途		
造成工事期間	着手	年 月 予定
	完了	年 月 予定
事業開始日	年 月 予定	

様式第5号（第4条の3関係）

年 月 日

長浜市長 あて

協議者 住 所

事業者名

代表者名

(※)

電話番号

事前確認願

長浜市企業立地促進条例施行規則第4条の3第2項の規定に基づく事前確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

工場等又は6次産業化施設等を設置する場所	長浜市	
造成する用地の面積	m ²	
事業者の業種		
新增設する工場等又は6次産業化施設等の用途		
補助対象経費（造成に要した費用）	円	
造成工事期間	着手	年 月 予定
	完了	年 月 予定
事業開始日	年 月 予定	
工場等又は6次産業化施設等の従業員数	人（うち新規雇用 人）の見込み	
添付資料	(1)造成を証する図面（位置図、造成前土地現況図、造成計画平面図、横断図、建物配置図、求積図、建築物平面図） (2)造成を証する書類（着工前写真、工事完了後写真、工事施工状況の分かる写真） (3)造成に要した経費を証する書類（工事契約書等の写し、支出を証明する領収書等の写し、単価等が明示された工事費見積書） (4)土地の売買契約書若しくは賃貸契約書又は地上権設定契約書の写し (5)その他市長が必要と認めるもの	

※代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第6号（第4条の3関係）

第 号
年 月 日

様

長浜市長

事前確認通知書

年 月 日付けで提出のありましたこのことについて、下記のとおり事前確認を行いましたので、長浜市企業立地促進条例施行規則第4条の3第3項の規定により、事前確認通知書を交付します。

記

- 1 事前確認番号 第 号
- 2 事前確認年月日 年 月 日
- 3 確認事業者名
- 4 造成する用地の所在地
- 5 造成する用地の面積
- 6 補助対象経費
- 7 事業開始の期限 年 月 日
- 8 付加する条件

様式第7号（第5条関係）

事業開始届

年 月 日

長浜市長

あて

住 所

事業所名

代表者名

指定を受けた工場等及び施設等について、下記のとおり事業を開始したので、長浜市企業立地促進条例施行規則第5条の規定により届け出ます。

記

指 定 番 号	第 号
工場等又は6次産業化施設等の名称	
工場等又は6次産業化施設等の所在地	
指定を受けた年月日	年 月 日
事業開始年月日	年 月 日

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所
事業者名
代表者名 (※)
電話番号 ー

助 成 金 交 付 申 請 書

助成金の交付を受けたいので、長浜市企業立地促進条例施行規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 交付申請額

工場等立地助成金	円
インキュベーションセンター発 立 地 助 成 金	円
雇 用 促 進 助 成 金	円
工場等用地造成助成金	円
合 計	円

備考 申請額は1,000円未満を切り捨てること。

4 申請額の内訳

(1) 工場等立地助成金

固定資産 の区分	固定資産税 課税標準額	固定資産税額	助成率	助成金 申請額
土地	円	円	/ 100	円
建物	円	円		円
償却資産	円	円		円
合計	円	円		円

備考

- 申請額は1,000円未満を切り捨てること。
- 土地を土地開発公社から賃借し、当該土地に係る固定資産税相当額を土地開発公社に支払っている場合は、当該固定資産税相当額を加算すること。
- 長浜市税条例第54条の3に該当し、固定資産税の不均一課税を受けている場合は、当該不均一課税を受けていないとした場合の固定資産税額に基づいて、助成金申請額を算出すること。

(2) インキュベーションセンター発立地助成金

事業所の所在地	長浜市
入居開始日	年 月 日
事業所の賃貸借 契約期間	年 月 日～ 年 月 日 (年間)
事業所の床面積	m ² (うち共有部分 m ²)
今年度 助成対象期間	年 月～ 年 月
助成金 申請額	円 (事業所賃貸床面積 (m ²) × 700円 × 賃借月数)

備考

- 1 申請額は1,000円未満を切り捨てること。
- 2 申請額の上限は、300,000円であること。

(3) 雇用促進助成金

事業開始日を起算日とし交付期間において増加した雇用者数	基 準 額	助成金申請額
長浜市内居住者	人 100,000円/人	円

備考

- 1 増加雇用者数は交付申請日において引き続き雇用されている者に限る。
- 2 助成金の交付は対象者1人につき1回限りとする。
- 3 翌年度以降の交付申請時に既交付対象者のうち退職者等が生じた場合、当該人数を増加雇用者数から差し引くこととする。

(※) 代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第8号の2 (第7条関係)

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所
 事業者名
 代表者名 (※)
 電話番号 —

助 成 金 交 付 申 請 書

助成金の交付を受けたいので、長浜市企業立地促進条例施行規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 交付申請額

6次産業化施設等助成金	円
合 計	

備考 申請額は1,000円未満を切り捨てること。

4 申請額の内訳

(1) 6次産業化施設等立地助成金

助 成 の 区 分	助 成 申 請	金 額
① 固定資産税額の助成		円
② 雇用促進の助成		円
③ 用地、家屋及び償却資産取得の助成		円

④ 用地造成の助成	円
合 計	円

ア 固定資産税額の助成

固定資産の区分	固定資産税課税標準額	固定資産税額	助成率	助成金額
土地	円	円	100/ 100	円
建物	円	円		円
償却資産	円	円		円
合 計	円	円		円

備考

- 申請額は1,000円未満を切り捨てること。
- 土地を土地開発公社から賃借し、当該土地に係る固定資産税相当額を土地開発公社に支払っている場合は、当該固定資産税相当額を加算すること。
- 長浜市税条例第54条の3に該当し、固定資産税の不均一課税を受けている場合は、当該不均一課税を受けていないとした場合の固定資産税額に基づいて、助成金申請額を算出すること。

イ 雇用促進の助成

事業開始日を起算日とし交付期間において増加した雇用者数	基 準 額	助成金申請額
長浜市内居住者	人 100,000円/人	円

備考

- 増加雇用者数は交付申請日において引き続き雇用されている者に限る。
- 助成金の交付は対象者1人につき1回限りとする。
- 翌年度以降の交付申請時に既交付対象者のうち退職者等が生じた場合、当該人数を増加雇用者数から差し引くこととする。

ウ 用地、家屋及び償却資産取得の助成

取 得 の 区 分	取 得 経 費	国、県等の補助金 制度対象経費	助 成 率	助 成 申 請 金 額
用 地 ・用地取得日 (年月日) ・事業開始日 (年月日) ・取得面積 (m ²)	円	▲ 円	1/2 以内	円
家 屋	円	▲ 円		円
償 却 資 産	円	▲ 円		円
合 計	円	▲ 円		円

備考 申請額は1,000円未満を切り捨てること。

エ 用地造成の助成

	経 費	助 成 率	助 成 申 請 金 額
・事前確認通知書通知日 (年月日) ・事業開始日 (年月日) ・造成面積 (m ²)	円	1/2 以内	円

備考 申請額は1,000円未満を切り捨てること。

(※) 代表者が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長浜市長

助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、長浜市企業
立地促進条例施行規則第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 指 定 番 号 | 第 | 号 |
| 2 | 助成金の名称 | | |
| 3 | 交付決定金額 | | 円 |
| 4 | 交 付 条 件 | | |

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

印

指定内容変更等届出書

指定を受けた内容に変更がありましたので、長浜市企業立地促進条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指 定 番 号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	1 指定申請内容の変更 2 事業の全部又は一部の廃止 3 事業の全部又は一部の休止		
変 更 し た 日	年 月 日		
変 更 理 由			

備考 変更事項が確認できる資料を添付すること。

様式第11号（第10条関係）

年 月 日

長浜市長

あて

指定事業者

住 所

事業所名

代表者名

㊟

地位承継申請書

指定事業者の地位を承継したいので、長浜市企業立地促進条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定番号 第 号

2 承継をしようとする者

住 所

事業所名

代表者名

㊟

3 承継をしようとする日及び理由

年 月 日

備考 承継しようとする理由を疎明する資料を添付すること。

様式第58号の2 (第14条の3関係)

様式第58号の3 (第14条の3関係)

様式第58号の3の2 (第14条の3関係)

様式第58号の3の3 (第14条の3関係)

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条の3関係)

様式第5号 (第4条の3関係)

様式第6号 (第4条の3関係)

様式第7号 (第5条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第8号の2 (第7条関係)

様式第9号 (第7条関係)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第10条関係)